

熊本市・富合町

合併協議会だより

第5号

2007.10 Vol.5

CONTENTS

- 第6回合併協議会開催状況……………2
報告事項・承認事項……………2
- 第7回合併協議会開催状況……………5
報告事項・承認事項……………5
提案事項……………6
- 合併Q & A……………8
- 合併協議項目進捗状況……………8



肥後大神楽（木原神楽）と
河尻神宮下がり馬

第6回 熊本市・富合町合併協議会開催

とき 平成19年7月30日(月)
ところ KKRホテル熊本

議員専門部会へ付託された事項のうち、承認を受けた「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」と提案のあった「議会の議員の定数及び任期の取扱い」について会長へ報告がありました。

また、前回提案と継続審議となった13件の協議項目のうち11件が承認されたほか、今回は8件の協議項目が提案(5〜7ページの第7回協議会参照)されました。



報告事項

▼第4回議員専門部会報告

1 協議第7号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおり協議会に報告しました。

農業委員会等に関する法律第34条の規定を適用し、平成23年7月までそれぞれの区域で、農業委員会の委員の定数及び任期等は従前のまま存続する二つの農業委員会を置く。平成23年7月の熊本市農業委員会の改選時に見直し再編する。

2 協議第6号 議会の議員の定数及び任

期の取扱いについては、次の5案を提案したことを協議会に報告しました。

なお、今後開催される議員専門部会までに、各委員が検討を行うこととしました。

- (1) 定数特例及び在任特例は適用しない。
- (2) 定数特例を適用する。
- (3) 定数特例を適用する。さらに、合併後最初に行われる一般選挙においても定数特例を適用する。
- (4) 在任特例を適用する。
- (5) 在任特例を適用する。さらに、合併後最初に行われる一般選挙においては、定数特例を適用する。

編入合併の場合、編入される旧市町村の議会の議員はその身分を失うのが原則ですが、合併特例法では、激変緩和措置として新市の議員の定数や任期にかける特例措置が設けられています。

○定数特例

編入される旧市町村の区域で選挙区を設けて増員選挙を行うことができます。さらに、合併後最初に行われる一般選挙においても定数特例が適用できます。

○在任特例

編入される旧市町村の議員は、編入先の市町村の議員の残任期間、引き続きその議

員として在任することがあります。さらに、合併後最初に行われる一般選挙においては、定数特例を適用できます。

承認された項目

▼協議第19号 町名・字名の取扱い

○次のとおり取り扱うものとして承認されました。

■熊本市の区域内の町名については、現行どおりとします。

■富合町の区域については、「下益城郡富合町」を「熊本市富合町」に置き換え、現行の大字名から「大字」の文字を削除します。(左表参照)



富合町の町名は「熊本市富合町」へ変わります

▼富合地域の町名一覧

| 現町名 | 合併後町名 | 現町名 | 合併後町名 |
|----------------|-----------|----------------|-----------|
| 下益城郡 富合町大字 榎津 | 熊本市富合町榎津 | 下益城郡 富合町大字 菰江 | 熊本市富合町菰江 |
| 下益城郡 富合町大字 大町 | 熊本市富合町大町 | 下益城郡 富合町大字 志々水 | 熊本市富合町志々水 |
| 下益城郡 富合町大字 御船手 | 熊本市富合町御船手 | 下益城郡 富合町大字 釈迦堂 | 熊本市富合町釈迦堂 |
| 下益城郡 富合町大字 碓江 | 熊本市富合町碓江 | 下益城郡 富合町大字 新 | 熊本市富合町新 |
| 下益城郡 富合町大字 上杉 | 熊本市富合町上杉 | 下益城郡 富合町大字 杉島 | 熊本市富合町杉島 |
| 下益城郡 富合町大字 清藤 | 熊本市富合町清藤 | 下益城郡 富合町大字 田尻 | 熊本市富合町田尻 |
| 下益城郡 富合町大字 木原 | 熊本市富合町木原 | 下益城郡 富合町大字 西田尻 | 熊本市富合町西田尻 |
| 下益城郡 富合町大字 小岩瀬 | 熊本市富合町小岩瀬 | 下益城郡 富合町大字 平原 | 熊本市富合町平原 |
| 下益城郡 富合町大字 莎崎 | 熊本市富合町莎崎 | 下益城郡 富合町大字 廻江 | 熊本市富合町廻江 |
| 下益城郡 富合町大字 古閑 | 熊本市富合町古閑 | 下益城郡 富合町大字 南田尻 | 熊本市富合町南田尻 |
| 下益城郡 富合町大字 国町 | 熊本市富合町国町 | ※番地は現行どおりです。 | |

▼協議第21号 国民健康保険事業の取扱い(その1)(その2)

○次のとおり取り扱うものとして承認されました。

- 国民健康保険料(税)率等
- 継続審議となっていました。5年間の負担調整期間を設けることとし、その後熊本市の制度に統合します。徴収および納期については、合併年度の次年度から熊本市の制度に統合します。
- 国保健康づくり事業



合併時に熊本市の制度に統合します。

- ・はり・きゅう・あんま助成
- ・施術の回数：1人1日1回、年間80回以内
- ・利用証交付：1回の施術において1、500円助成
- ・その他の保健事業
- ・国保ヘルスアップ事業
- ・人間ドック助成事業
- ・疾病データ分析による健康づくり事業
- ・療養給付支払等基金

合併特例区設置期間に、富合地域のふるさと総合健診、腹部超音波検診などの保健事業の経費に充てるものとします。

富合町嘱託員制度は合併特例区設置期間は現行制度を維持します

▼協議第23号 行政連絡機構の取扱い

○富合町の嘱託員制度(行政文書等の配布を含む)は、合併特例区設置期間の年度内を限度として継続し、その後、

熊本市の町内自治会制度に統合するものとして承認されました。

▼協議第24号 電算システムの取扱い

○熊本市の電算システムに統合するものとし、住民サービスに影響を及ぼすことのないようシステムを調整していくものとして承認されました。

▼協議第29号 窓口業務の取扱い

○次のとおり取り扱うものとして承認されました。

- 勤務時間外の対応
- 勤務時間外及び土曜・日曜日・祝日の戸籍届けの対応については、熊本市役所本庁舎のみの受付となります。
- 印鑑登録事務
- 住民基本台帳カード交付事務

熊本市の制度に統合します。合併前に富合町が発行していた印鑑登録証及び住民基本台帳カードは合併後も有効とします。ただし、本人の申出があった場合は、旧登録証・カードを返還のうえ、有料(印鑑登録証300円、住民基本台帳カード500円)で新しいものを交付します。

▼協議第30号 保健衛生事業の取扱い(その3)

○次のとおり取り扱うものとして承認されました。

- 乳幼児健診



富合町の乳児健診は、当分の間現行ど

おり存続します。また、幼児健診は、合併時に熊本市の制度に統合します。

- ・幼児健診
- 対象者 1歳6か月児、3歳児
- 場 所 各保健福祉センター
- 組織育成(母子保健)

富合町の母子保健推進員については、合併後3年間は現行どおりとし、その後の取り扱いには新市において検討します。

- 5歳児相談
- 富合町のみ事業であり、当分の間現行どおり存続します。
- 集団予防接種
- ポリオ・BCGの集団予防接種は、当分の間現行どおり存続します。
- ふるさと総合健診
- 腹部超音波検診

富合町のみ事業であり、合併特例区事業として実施します。

- 健康まつり
- 富合町の健康の里フェスティバルは、合併特例区事業として実施します。

▼協議第34号 農林水産関係事業の取扱い(その2-1)

- 農区長制度



○熊本市のみの制度であり、継続審議となっていました。合併後は富合町域を含む全市域を対象として、制度を継続するものとして承認されました。

- ・農区・農区長 熊本市では農耕地域を34農区に分け、各農区に農区長(任期3年)を置いています。

・農区長の職務 農区内の農業協同組合及び農家組合その他農業各種団体との連絡を図り、農林畜産の改良及び農政活動の推進を図ります。

▼協議第35号 商工・観光関係事業の取扱い(その3)

- ふるさと祭事業補助金
- 富合町のみ事業であり、合併特例区事業として実施するものとして承認されました。

富合町の下水道整備 普及率を早急に向上させます

▼協議第38号 下水道事業の取扱い

○次のとおり取り扱うものとして承認されました。

- 下水道計画
- 富合町の下水道整備については、普及率を早急に向上させるため、熊本市の下水道整備と最終年度を合わせるよう計画的に推進します。
- 下水道使用料
- 合併時に熊本市の使用料に統合します。(左表参照)

▼熊本市下水道使用料金

| | |
|--------------------|--------|
| 1. 水道水および営業用井戸水 | |
| ・基本料金10㎡まで | 990円 |
| (従量料金1㎡につき) | |
| ・11㎡~20㎡ | 125円 |
| ・21㎡~50㎡ | 165円 |
| ・51㎡~200㎡ | 200円 |
| ・201㎡~500㎡ | 240円 |
| ・501㎡~2,000㎡ | 280円 |
| ・2,000㎡以上 | 325円 |
| 2. 一般家庭用の井戸水または温泉水 | |
| 一世帯につき | 1,700円 |
| 3. 一般公衆浴場 | 12円/㎡ |

**富合町の上水道整備
計画的に整備を進めます**

協議第39号 上水道事業の取扱い

○次のとおり取り扱つものとして承認されました。

- 地区管水道（簡易水道）
富合町の地区管水道（簡易水道）については、合併までに未整備（給水）地区も含め町営化を図り、合併時に新市に引き継ぎます。なお、合併直後の水道料金は、今後設定される町営簡易水道料金を新市に引き継ぎます。
- 上水道事業
合併後速やかに富合町の現地調査を行い、上水道整備計画を策定したうえで計画的に整備を進めます。
- 簡易水道組織・補助金
富合町の簡易水道組織への補助金は、町営化するため廃止します。

協議第40号 教育関係事業の取扱い（その3）

○次のとおり取り扱つものとして承認されました。

- 各種大会等
富合町で開催の町内駅伝大会や町民体育祭などは、合併特例区の事業として実施します。その後は富合地域の独自の事業として検討します。
- 各種体育施設
- 公民館の運営状況
- 公民館使用料
富合町の体育施設や公民館施設は、合併特例区の管理施設とします。

富合町の施設の使用料は、合併時に熊本市の使用料を基に統合します。ただし、富合地域の住民は、合併特例区の間は減

免・免除（現行どおり）の取り扱いとします。

- 公民館学級
富合町の公民館学級や成人式は、合併特例区の事業として実施します。その後は熊本市の制度に統合します。
- 成人式
- 図書館学級
富合町の図書館施設や図書管理運営
- 図書館の施設管理運営
- 図書管理運営

富合町の図書館施設や図書の管理などは、合併特例区の管理施設・事業とします。その後は熊本市の制度に統合します。ただし、富合町のシステムや複写サービスの使用料は合併時に熊本市の制度に統合します。

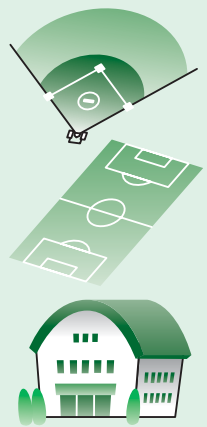
- 富合町立図書館については、合併特例区設置期間終了後、公民館図書室の取り扱いとなります。
- 図書館のサービス
インターネット予約や移動図書館、郵送貸出などについては、熊本市の制度に統合します。
- 体育協会
富合町の体育協会は、合併特例区の管理団体とします。その後は熊本市の制度に統合します。
- 文化協会
富合町の文化協会は、合併特例区の管理団体とし、この期間は現行どおり継続します。

熊本市のみの事業であり、合併年度の次年度から富合小学校（3・4年生）に教職員を配置します。

- 学校施設一般開放管理業務
合併時に熊本市の開放時間・料金に統合します。また、開放に必要な管理人の配置を行います。
- 熊本市学校施設一般開放
開放日 月曜～土曜日（祝日は除く）
開放時間 午後7時30分～9時30分
使用料 体育館 1、400円

熊本市のみの事業であり、合併年度の次年度から富合小学校（3・4年生）に教職員を配置します。

運動場 1、700円
武道場 1、200円



合併時に熊本市の制度に統合します。ただし、富合地域の住民は予約受付開始日を富合地域の運動施設に限り、5年間先行予約（通常より1か月前に予約開始）を行います。

- PTA連合会他公共団体
合併後、5年間は現状どおりとします。ただし、熊本市の団体との統合については、随時調整を図っていきます。
- PTA連合会他公共団体への補助金
合併後、5年間は現状どおりとします。ただし、熊本市の団体との統合した年度で補助金は廃止します。
- 少年数字級



協議第42号 その他の事業の取扱い（その2）

○次のとおり取り扱つものとして承認されました。

- 町内自治会活動支援事業
- 地域コミュニティセンター運営・建設

熊本市のみの事業であり、富合町が町内自治会制度に移行後、熊本市の制度に統合します。

- 行政広報施設補助金
富合町が町内自治会制度に移行するまでは、現行どおりとします。ただし、町内自治会制度移行後の富合町マイク放送施設補助については、新市において検討します。

継続審議となった項目

協議第34号 農林水産関係事業の取扱い（その3）

- 土地改良事業等補助金
熊本市の制度に統合します。ただし、富合町の運営費補助は、平成25年度まで継続するものとして提案しましたが、平成26年度以降の補助廃止について、農家の負担につながる。富合町として、これまでの経緯があり、補助継続について理解してほしいとの意見があり、継続審議となりました。

協議第37号 都市計画の取扱い（その1）

- 都市計画区域
- 都市計画区域区分
富合町の都市計画区域等については、現行（宇土都市計画区域）どおり新市に引き継ぐものとして提案しましたが、熊本市が政令指定都市になれば、富合地域にも市街化調整区域ができる。この件については住民の関心も高く、はっきりした説明ができるまで、もう少し協議を重ねたいとの意見があり、継続審議となりました。（第7回協議会においても継続審議となりました。）

第7回 熊本市・富合町合併協議会開催

とき 平成19年8月20日（月）
ところ KKRホテル熊本

議員専門部会へ付託された事項のうち、承認を受けた「合併市町村基本計画の取扱い」について会長へ報告がありました。
また、前回提案と継続審議となった8件の協議項目のうち5件が承認されたほか、今回は4件の協議項目が提案されました。



報告事項

▼第5回議員専門部会報告

1 協議第11号 合併市町村基本計画については、事務局から提案のあった基本計画（案）について審議し、協議会に報告しました（6・7ページ参照）。

承認された項目

新市に2つの農業委員会を設置

協議第7号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

数及び任期の取扱い

▼熊本市農業委員会

| | |
|------------------------------------|-----------------------|
| 選挙委員 | 40人 |
| 選任委員 | 7人 |
| （議会推薦4人、農協推薦1人、農業共済推薦1人、土地改良区推薦1人） | |
| 任期 | 平成17年7月20日～平成20年7月19日 |

▼富合町農業委員会

| | |
|------------------------------------|-----------------------|
| 選挙委員 | 16人 |
| 選任委員 | 6人 |
| （議会推薦3人、農協推薦1人、農業共済推薦1人、土地改良区推薦1人） | |
| 任期 | 平成18年10月1日～平成21年9月30日 |

▼協議第17号 公共的団体の取扱い

○新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの自主性を尊重することも、これまでの経緯、実情等を配慮しながら公共的団体等の統合に努めるものとして承認されました。

○農業委員会等に関する法律第34条の規定を適用し、平成23年7月までそれぞれの区域で、農業委員会の委員の定数及び任期等は従前のまま存続する二つの農業委員会を置く。
平成23年7月の熊本市農業委員会の改選時に見直し再編するものとして承認されました。

▼協議第27号 消防防災の取扱い（その2）

○次のとおり取り扱うものとして承認されました。
■消防補助金等
合併時に熊本市の制度に統合します。
・消防防災施設などの行政財産（積載車、車検点検費、修理費など）はすべて新市が負担します。また、地元財産（機械倉庫・消火栓ボックスの修理など）については、10万円を限度として事業費の90%を補助しています。



■防災無線
合併後、富合町にある現行の無線設備を継続利用します。無線連絡については、各総合支所との連絡体制と同様に広域業務用無線機を活用します。

▼協議第31号 各種福祉制度の取扱い（その3）

○次のとおり取り扱うものとして承認されました。
■保育料
富合地域の保育料については、合併後5年間は現行どおりとし、その後熊本市の制度に統合します。
保育料の算出については、住民登録地の基準額を適用します。
■チャイルドシート貸出
富合町のみのものであり、合併後は、富合地域において、社会福祉協議会の事業として継続します。
・貸出期間 3か月以内（無料）

■社会福祉協議会補助金

合併時に熊本市の制度に統合します。
■ひとり暮らし高齢者訪問事業
合併時に熊本市の制度に統合します。
・一人暮らしの高齢者宅を訪問し声をかけて、その安否を週1〜3回確認し、高齢者の健康維持と福祉の増進を図っています。

▼協議第32号 清掃事業の取扱い（その1）

○次のとおり取り扱うものとして承認されました。
■浄化槽保守点検業者の登録等手数料
合併後の更新時に熊本市の制度に統合します。
熊本市知事の登録を受けて富合町の区域において浄化槽保守点検を営んでいる業者は、合併後は、熊本市長の登録を受けているものとみなします。ただし、その有効期限は、平成22年3月31日までとします。

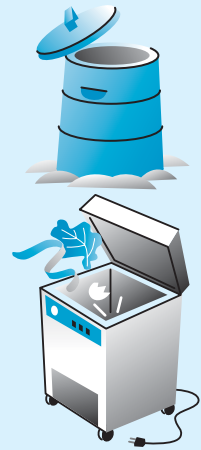
■合併処理浄化槽整備事業
合併時に熊本市の制度に統合します。
・公共用水域の水質保全を図るため、下水道認可区域外において、小型合併浄化槽を設置する方に対して、設置費用の4割程度を補助しています。（左表参照）

▼熊本市小型合併浄化槽設置費補助

| | |
|-----------|------------|
| ● 5人槽 | 342,000円 |
| ● 6～7人槽 | 414,000円 |
| ● 8～10人槽 | 537,000円 |
| ● 11～20人槽 | 939,000円 |
| ● 21～30人槽 | 1,566,000円 |
| ● 31～50人槽 | 2,058,000円 |

（平成19年4月1日現在）

■ごみの減量化及び再生利用の普及・啓発
合併時に熊本市の制度に統合します。
(左表参照)



| | | |
|------------------------|--------|----|
| ▼熊本市再生資源集団回収助成事業 | | |
| ●古紙 | 1kgあたり | 6円 |
| ●古着 | 1kgあたり | 4円 |
| ●アルミ缶 | 1kgあたり | 4円 |
| ●びん類 | 1kgあたり | 4円 |
| ▼熊本市生ごみ堆肥化容器助成 | | |
| ●購入費の2分の1助成 (上限3千円) | | |
| ▼熊本市家庭用生ごみ処理機助成 | | |
| ●購入費の2分の1助成 (上限2万円) | | |

▼協議第34号 農林水産関係事業の取扱い(その3)(その4)

○次のとおり取り扱うものとして承認されました。

■土地改良事業等補助金

継続審議となっていました。委員からの提案があり、熊本市の制度に統合する。ただし、富合町の運営費補助については、平成25年度まで継続するものとし、平成26年度以降については、関係機関と協議を行い調整するものとし、修正承認されました。

■産業祭負担金

富合町の産業祭は、合併特例区の事業として実施します。

■水田農業推進協議会負担金

平成21年度までの間は、熊本地域水田農業推進協議会及び城南・富合水田農業「ジョン」を策定し、進捗管理を行っているため、平成21年度までは現行どおり継続します。その後の取り扱いについては、関係機関と協議を行い調整します。

■水田農業推進費

富合町のみ事業であり、平成21年度までは現行どおり継続します。その後の取り扱いについては、関係機関と協議を行い調整します。

■農業用廃プラ処理対策協議会補助金

合併後5年間は現行どおり継続します。その間、関係機関との調整を図ります。

■認定農業者協議会

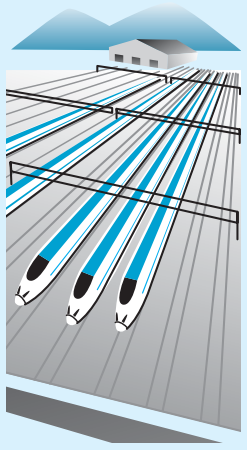
合併後5年間は現行どおり継続します。その間、関係機関との調整を図ります。その後については、熊本市の制度に統合します。

■営農連絡協議会

富合町のみ事業であり、当分の間現行どおり継続します。

▼協議第37号 都市計画の取扱い(その2)

■車両基地建設に伴う受託事業



○富合町のみ事業であり、合併特例区の事業として実施するものとして承認されました。

継続審議となった項目

▼協議第34号 農林水産関係事業の取扱い(その4)

■認定農業者協議会補助金

合併後5年間は現行どおり継続し、その間、関係機関と調整を図ります。その後、熊本市の制度に統合するものとして提案しましたが、「富合町・熊本市、双方の認定農業者協議会で意見交換を行いたい」との意見があり、継続審議となりました。

▼協議第18号 補助金・交付金等の取扱い

認定農業者協議会補助金の取り扱いが、継続審議となったため、継続となりました。

提案された項目

▼協議第11号 合併市町村基本計画の取扱い

第5回協議会において、新市の基本方針を示す「熊本市・富合町新市基本計画(素案)」が提案され、その後、パブリックコメントの実施や住民説明会の開催などをを行い、「熊本市・富合町新市基本計画(案)」が策定されたので、協議会に提案されました。今回提案された熊本市・富合町新市基本計画(案)についての策定方針や施策体系は次ページのとおりで。



(教育長を除く)は、市町村の合併の特例等に関する法律第12条により、すべて新市の職員として引き継ぐものとします。

職員関係の制度については、熊本市の制度に統合します。

職員の職位、給与等の処遇については、公正に取り扱うものとし、人事管理、給与の適正化の観点から調整し、合併時に統合するものとして、提案がありました。

| | | | |
|---------|----------|----------|-----|
| ▼両市町の現況 | | | |
| 区分 | 熊本市 | 富合町 | |
| 条例職員定数 | 6,800人 | 93人 | |
| 職員数 | 6,155人 | 87人 | |
| 内訳 | 行政職 | 3,668人 | 80人 |
| | 技能労務職 | 954人 | 7人 |
| | 消防職 | 625人 | - |
| | 医療職 | 90人 | - |
| | 教育職 | 109人 | - |
| | 企業職 | 709人 | - |
| 平均年齢 | 43歳0月 | 45歳1月 | |
| 平均給与月額 | 353,000円 | 340,600円 | |

平成19年度地方公務員給与実態調査より

▼協議第13号 条例、規則等の取扱い

合併後の条例・規則等は、熊本市の条例・規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容に基づき、必要な場合は関係する条例・規則等の制定・改正等を行うものとして、提案がありました。

▼協議第14号 事務組織及び機構の取扱い

熊本市の機構に統合し、組織の再編、見直しを行います。

富合地域については、区域を所管する総合支所を設置し、住民サービスの低下をきたすことのないよう適切な措置を講ずるものとして、提案がありました。

▼協議第10号 一般職の職員の身分の取扱い

合併時に在職する富合町の一般職の職員

熊本市・富合町 新市基本計画(案)

計画策定方針

◎策定の趣旨

本計画は、熊本市、富合町による合併後の新しい熊本市の更なる飛躍を目指し、新市政の円滑な運営を確保するとともに、地域の均衡ある発展を図ることを目的として策定したものです。

◎計画の構成

本計画は、新市が抱える課題を踏まえ、まちづくりの基本的な方向及び目指すべき将来像などを描く「まちづくり基本方針」、これに基づき、新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に特に資する事業を体系的にまとめた「新市の施策」、公共施設の適正配置や整備に関する基本的な考え方をまとめた「公共施設の適正配置・整備」、及び「財政計画」を中心に構成したものです。

◎計画の対象地域

本計画の対象地域は現富合町の地域を中心とします。

◎計画の期間

本計画の計画期間は、合併期日の属する年度およびこれに続く10か年とします。
※詳しくは、ホームページをご覧ください。

<http://www.kumatomigappei.jp>

【めざすまちの姿】

豊かな自然と田園風景が息づく中で、誰もが健康で生き生きと暮らし、訪れる人を温かく迎える新市の南のエントランス

○人と人との心が通い合う市民生活の実現

- (1) 人権尊重社会の構築
- (2) 男女共同参画社会の形成
- (3) 防災消防体制の整備
- (4) 防犯体制の整備
- (5) 交通安全対策の充実・強化
- (6) 地域コミュニティ活動の推進
- (7) 交流によるまちづくりの推進

○誰もが健康で生き生きと暮らせる健康・福祉のまちづくりの推進

- (1) 健康づくりの推進
- (2) 高齢者支援サービスの充実
- (3) 障害者(児)支援サービスの充実
- (4) 子育て支援サービスの充実
- (5) ユニバーサルデザインの推進

○水と緑に恵まれた良好な環境の保全・形成

- (1) 日常における環境保全活動の展開
- (2) 緑地の保全と緑化の推進
- (3) 地下水及び河川・海域環境の保全

○市民協働によるまちづくりの推進

- (1) 積極的な行政情報の公開
- (2) 効率的で質の高い行政サービスの提供
- (3) 市民協働事業の展開

○安全で快適な住民生活と多様な交流を支える都市基盤の整備

- (1) 計画的な土地利用の推進
- (2) 主要道路網の構築
- (3) 生活道路の整備
- (4) 公共交通網の整備・充実
- (5) 市街地整備の促進
- (6) 良好な住環境の維持・保全
- (7) 公園緑地の整備
- (8) 上下水道の整備
- (9) 治水等防災対策の推進

○地域特性を活かした活力あふれる産業の振興

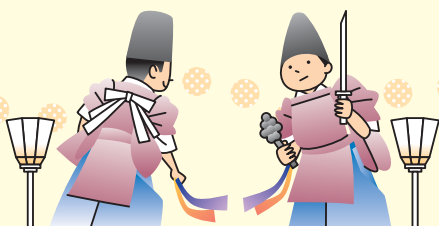
- (1) 農業と水産業の振興
- (2) 商業の振興
- (3) 工業の振興
- (4) 新たな観光・交流に向けた取り組みの展開

○豊かな心を育むまちづくりの推進

- (1) 学校教育の充実
- (2) 生涯学習の推進
- (3) 青少年の健全育成
- (4) スポーツ・レクリエーション活動の推進
- (5) 地域文化の振興と国際交流の推進
- (6) 歴史的資源の保存・活用

Q 合併することで地域の歴史、文化、伝統などが失われていきませんか？

A 合併してもそれぞれの地域特性に配慮した新市計画を作成し、新市が支援していくことにより個性ある地域づくりを推進していくことが可能です。



Q 合併新法とはどのようなものですか？

A 平成17年3月31日が適用期限であった「市町村の合併の特例に関する法律」（合併特例法）に代わって、平成17年4月1日に施行されたものが「市町村の合併の特例等に関する法律」（合併新法）であり、引き続き自主的な市町村合併を推進するために制定されました。適用期限は平成22年3月31日となっています。

- ・地方税の不均一課税ができる特例
- ・市町村議会の議員の定数・在任の特例
- ・農業委員会の委員の任期等の特例

など、合併を行なうにあたって課題となる事項を解決するための規定については、合併特例法のときと同様に規定されています。

Q 合併特例区制度とはなんですか？

A 合併特例区制度とは、合併後の一定期間、合併関係市町村の区域であった地域の意見を反映しつつ、一定の事務を処理することにより、当該地域の住民の生活の利便性の向上を図り、合併市町村の一体性の円滑な確立を図るための制度です。

合併特例区的主要な特徴としては以下のものがあります。

のがあります。

- 合併後の市町村の区域内にあって独立した法人格を有します。
- 地域の意見を取りまとめ、行政に反映させる機関として「合併特例区協議会」が設置されます。
- 住所の表示に合併特例区の名称を冠します。
- 地域の特性に応じて引き続き合併関係市町村の地域を単位として行うことが効果的な事務を行います。主な事務の例は以下のとおりです。
 - ① 公の施設の設置及び管理に関すること（公民館、体育館など）。
 - ② 合併特例区の区域におけるコミュニティ関連施策に関すること。
 - ③ 合併特例区におけるイベント及び文化・伝統の継承に関すること。
- 特別職の合併特例区長を選任します。
- 合併特例区で処理する事務についての予算編成権を有します。

■ 合併協議項目進捗状況

| | 協議番号 | 協議項目 | 提案 | 承認 | | 協議番号 | 協議項目 | 提案 | 承認 |
|------------|------|---------------------|-------|-------|----------|------|---------------|-----------|-------|
| 基本的協議項目 | 1 | 合併の方式 | 第2回 | ◎承認 | その他の協議項目 | 22 | 介護保険事業の取扱い | 第4回 | ◎承認 |
| | 2 | 合併の期日 | | | | 23 | 行政連絡機構の取扱い | 第5回 | ◎承認 |
| | 3 | 新市の名称 | 第2回 | ◎承認 | | 24 | 電算システムの取扱い | 第5回 | ◎承認 |
| | 4 | 新市の事務所の位置 | 第2回 | ◎承認 | | 25 | 広報広聴関係事業の取扱い | 第4回 | ◎承認 |
| | 5 | 財産及び債務の取扱い | 第3回 | ◎承認 | | 26 | 納税関係事業の取扱い | 第3・4回 | ◎承認 |
| 特例法による協議項目 | 6 | 議会の議員の定数及び任期の取扱い | | | | 27 | 消防防災の取扱い | 第2・6回 | ○一部承認 |
| | 7 | 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い | 第6回 | ◎承認 | | 28 | 交通関係事業の取扱い | 第4回 | ◎承認 |
| | 8 | 地域自治組織等の取扱い | 第5回 | ○一部承認 | | 29 | 窓口業務の取扱い | 第5回 | ◎承認 |
| | 9 | 地方税の取扱い | 第3回 | ◎承認 | | 30 | 保健衛生事業の取扱い | 第2・4・5回 | ◎承認 |
| | 10 | 一般職の職員の身分の取扱い | 第7回 | | | 31 | 各種福祉制度の取扱い | 第2・4・6回 | ○一部承認 |
| | 11 | 合併市町村基本計画 | 第7回 | | | 32 | 清掃事業の取扱い | 第6回 | ○一部承認 |
| その他の協議項目 | 12 | 特別職の身分の取扱い | 第4回 | ◎承認 | | 33 | 環境対策事業の取扱い | 第2・4回 | ◎承認 |
| | 13 | 条例、規則等の取扱い | 第7回 | | | 34 | 農林水産関係事業の取扱い | 第2・4・5・6回 | ○一部承認 |
| | 14 | 事務組織及び機構の取扱い | 第7回 | | | 35 | 商工・観光関係事業の取扱い | 第2・4・5回 | ◎承認 |
| | 15 | 一部事務組合等の取扱い | | | | 36 | 建設関係事業の取扱い | 第4回 | ◎承認 |
| | 16 | 使用料・手数料の取扱い | | | | 37 | 都市計画の取扱い | 第5・6回 | ○一部承認 |
| | 17 | 公共的団体等の取扱い | 第6回 | ◎承認 | | 38 | 下水道事業の取扱い | 第5回 | ◎承認 |
| | 18 | 補助金・交付金等の取扱い | 第6回 | | | 39 | 上水道事業の取扱い | 第5回 | ◎承認 |
| | 19 | 町名・字名の取扱い | 第5回 | ◎承認 | | 40 | 教育関係事業の取扱い | 第2・4・5回 | ◎承認 |
| | 20 | 慣行の取扱い | 第2回 | ◎承認 | | 41 | 選挙管理事務の取扱い | 第4回 | ◎承認 |
| | 21 | 国民健康保険事業の取扱い | 第4・5回 | ◎承認 | | 42 | その他の事業の取扱い | 第4・5回 | ◎承認 |